2026年２月24日

各　位

会社名　　イメージ情報開発株式会社
代表者名　　代表取締役社長　　半田 基実
（コード番号 3803）
問合せ先　　取締役経営管理部長　辻 隆章
TEL.03-5217-7811（代表）

（経過報告）損害賠償請求訴訟の勝訴判決に関するお知らせ

2023年２月22日付け「訴訟提起に関するお知らせ」でお知らせしたとおり、当社が原告として、東京地方裁判所に提起いたしました損害賠償請求訴訟（被告：株式会社北-栄および連帯保証人・伊江朝泰）につきまして、2026年２月19日に当社勝訴の判決が言い渡されましたので、下記の通りお知らせ致します。

記

１．判決のあった裁判所及び年月日
⑴　裁判所：東京地方裁判所
⑵　年月日：2026年2月19日

２．訴訟の原因
当社が株式会社北-栄に対して保有する債権元本約７億円（内訳は、2022年9月末時点での貸付金および未払金を貸倒引当金として計上した508,295千円、および業務提携契約上、当社が請求可能とされる債権として約２億円となります。）、金利及び遅延損害金を請求する訴訟を提起しておりました。

３．判決内容
⑴　被告らは、原告に対し、連帯して、３億５６５２万０２０５円及びこれに対する平成３１年１月１日から支払済みまで年１４．６％の割合による金員を支払え
⑵　被告らは、原告に対し、連帯して、７４１２万３３８４円及びこれに対する平成３１年１月１日から支払済みまで年１４．６％の割合による金員を支払え
⑶　被告らは、原告に対し、連帯して、４６０３万４１２４円及びうち４５９６万５９６２円に対する平成２８年１２月１日から支払済みまで年１４．６％の割合による金員を支払え
⑷　被告株式会社北‐栄は、原告に対し、９７００万４７９０円及びこれに対する平成３０年１０月１日から支払済みまで年６％の割合による金員を支払え
⑸　被告らは、原告に対し、連帯して、１億３２９７万５２５１円及びこれに対する令和５年３月１日から支払済みまで年３％の割合による金員を支払え
⑹　訴訟費用は被告らの負担とする
⑺　この判決は第１項ないし第５項に限り仮に執行することができる。

４．今後の見通し

この度の判決を受けても、回収の有無、金額並びに時期は不確定です。また控訴の可能性もあります。本判決の当社業績への影響については精査中です。

以　上